

令和6年6月1日

一般社団法人日本循環器協会賛助会員の  
会費および会費に応じた権利/利益について

一般社団法人日本循環器協会  
代表理事 小室一成

1. 一般社団法人 日本循環器協会 賛助会員会費  
年会費 100 万円とする
2. 同 会員期間  
令和6年7月1日～令和7年6月30日の1年間とする
3. 会員特典
  - (1) 日本循環器協会ホームページへの企業ロゴ掲載
  - (2) 産官学交流
    - ・産産協議会（年2~4回）：賛助会員企業同士のワークショップ  
例：「自社の賛助会員としてのメリットを最大化するため JCA に期待すること」
  - (3) 市民交流
    - ・「健康ハートの日」イベント等への参加（賛助会員社名記載）  
：8月10日（はーと）に開催する循環器病の市民啓発イベント
    - ・市民公開講座や医療セミナーの共催・後援（賛助会員社名記載）
    - ・日本循環器協会 冠イベントへの共催（賛助会員社名記載）
  - (4) 広報資材制作・配布へのブランディング
    - ・日本循環器協会機関紙への賛助会員社名記載
    - ・市民を対象とした予防啓発冊子への日本循環器協会監修名義・協力名義の付与
    - ・循環器病患者と家族を対象とした冊子への同協会監修名義・協力名義の付与
  - (5) 協会事業における優先的関与
    - ・日本循環器協会の啓発事業や調査研究事業の発案段階から、ワーキンググループメンバーとして優先的に関与

以 上